2026 年 7 月

お取引先各位

合同会社 DMM.com
エナジー事業本部

【重要】住宅用太陽光・蓄電システム
最終保証申請期限（2026 年 10 月 5 日）厳守のお願い

拝啓

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社製品をご愛用賜り誠にありがとうございます。

この度、弊社が販売する「DMM.make Solar 住宅用太陽光発電システム」および「DMM.make Smart ハイブリッド型蓄電システム」「HUAWEI ハイブリッド型蓄電システム」に関わる保険会社との年度契約切り替えに伴い、「自然災害補償」および「蓄電システム延長保証」の受付基準を大幅に厳格化することとなりました。

これに伴い、2026 年 9 月 30 日までに設置（お引渡し）が完了した案件、および過去に設置完了したまま、未だ申請がなされていないすべての案件につきまして、最終の保証申請期限を以下の通り設定させていただきます。

期限を過ぎた場合、システム上、いかなる理由であっても保証・補償の付帯ができなくなりますので、必ず期日内の申請徹底をお願い申し上げます。

敬具

記

1. 最終保証申請期限

2026 年 10 月 5 日（月）弊社申請フォーム着分まで

2. 対象条件

対象システム：

- DMM.make Solar 住宅用太陽光発電システム
- DMM.make Smart ハイブリッド型蓄電システム
- 弊社からご購入いただいた HUAWEI ハイブリッド型蓄電システム

対象保証：

- 自然災害補償
- 蓄電システム延長保証

対象条件：

2026 年 9 月 30 日までに設置（お引渡し）が完了しているすべての案件

3. 期限超過後の重要注意点

上記「2. 対象システム」に該当する案件のうち、最終申請期限（2026 年 10 月 5 日）を過ぎて申請された案件につきましては、以下の通りとなります。弊社での救済措置等は一切対応いたしかねますので予めご了承ください。

- **自然災害補償：一切の付帯が不可となります。**
- **蓄電システム延長保証：一切の付帯が不可となります。**

※2025 年 9 月 30 日以前に設置完了している案件に関する特記事項

設置（お引渡し）から 1 年近くが経過し、未だ保証申請がなされていない案件につきましては、現時点におきましても保険会社・保証会社の規定によりお引き受け（付帯）ができない恐れがあります。該当する案件がある場合は、直ちに申請をお願いいたします。

4. 申請期限の遵守について

元来より、設置（お引渡し）が完了した案件につきましては、【引渡月の翌月 5 日まで】を基本の申請期限として定めております。

各販売店様におかれましては、施主様への不利益が生じないよう、設置完了後は速やかに手続きを行っていただき、本基本期限の厳守を今一度徹底していただきますよう重ねてお願い申し上げます。

何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上